

スポーツ実施率向上のための行動計画について

スポーツ庁健康スポーツ課

スポーツ実施率向上のための行動計画の策定について

スポーツ審議会健康スポーツ部会

スポーツ実施率の飛躍的な向上に向けた方策の検討

「成人の週1回以上のスポーツ実施率65%程度（障害者は40%程度）」の達成！

＜第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日：文部科学省）における目標＞

※目標達成のためには、2,000万人以上が新たにスポーツに親しむことが必要。

スポーツ審議会総会
において、
健康スポーツ部会
を設置
(平成29年7月7日)

＜開催実績＞

- 第1回：平成29年9月20日
- 第2回：平成29年11月27日
- 第3回：平成30年2月27日
- 第4回：平成30年3月26日
- 第5回：平成30年5月11日
(パブコメ：5月17日～31日)
- 第6回：平成30年6月25日

スポーツ実施率向上のための 行動計画

**広く国民全体に向けたスポーツ実施率向上の
ための新たなアプローチや、即効性のある取組**

今回策定する行動計画

【検討すべき対象】

- 子供・若者・・・スポーツの実施について二極化が課題である
- ビジネスパーソン・・・特にスポーツ実施率が低い（20代～50代は全体平均を下回る）
- 高齢者・・・相対的にはスポーツ実施率が高いが、健康・体力の保持等が必要である
- 女性・・・男性と比較してスポーツ実施率が低い
- 障害者・・・スポーツ実施率が低く、未実施者の8割超が無関心層である

新たな制度創設・制度改正も
視野に入れた中長期的な施策

行動計画策定後1年を目途に
取りまとめ予定

スポーツ実施率向上のための行動計画 <概要>

スポーツ実施率向上のための具体的取組として、以下の3つの観点から取り組むべき施策を取りまとめた。

- 〔1〕施策の対象：①全体、②子供・若者、③ビジネスパーソン、④高齢者、⑤女性、⑥障害者
- 〔2〕施策の段階：①スポーツをする気にさせる施策、②スポーツするために必要な施策、③スポーツを習慣化させるための施策
- 〔3〕施策に取り組むべき主体：①国、②地方自治体、③産業界、④スポーツ団体等、⑤医療福祉関係者、⑥学校等

【全体】

- ①スポーツそのものの捉え方について、既成の概念を広げて、生活に身近なものであるという意識改革を図る。
- ②スポーツ無関心層に対して、スポーツ以外の分野との連携による誘引策を実施する。
- ③広報においては、ターゲットを明確にし、共感できる情報発信を行うとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を間近に控えた機運の醸成とも連携しながら、普及啓発を実施する。
- ④スポーツをする際に重要となる指導者や仲間、場所のマッチング機能の整備や検索が可能なポータルサイトの開発等に取り組む。
- ⑤関係省庁との連携。スポーツと健康というテーマにおいて関係の深い厚生労働省とは両省の連絡会議を通じ、連携した取組を推進する。

【子供・若者】

スポーツの実施について二極化が課題である

- ①運動遊びを通じて、楽しみながら自然と身体活動が行える取組を推進する。
- ②親子で参加できるイベントの実施等に取り組む。
- ③総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の更なる活性化を図る。
- ④日本版NCAAの創設による大学スポーツの振興を通じて、スポーツを「する」人口の増加を図る。

【ビジネスパーソン】

特にスポーツ実施率が低い（20代～50代は全体平均を下回る）

- ①気軽に取り組むことができるウォーキングや階段昇降等のスポーツの実施を促進する。
- ②「FUN+WALK PROJECT」の更なる推進を図る。
- ③「スポーツエールカンパニー」認定制度を推進する。
- ④働き方改革や「プレミアムフライデー」といった取組とも連携して、従業員がスポーツに取り組みやすい環境を作る。

【高齢者】

相対的にはスポーツ実施率が高いが、健康・体力の保持等が必要である

- ①無理なく実施できるスポーツ・レクリエーションプログラムの活用・普及を図る。
- ②普段、高齢者と接する機会の多い、かかりつけ医や保健師等との連携を図り、スポーツへの誘引を図る。
- ③地方自治体における「地方スポーツ推進計画」の策定や関係部署間の連携、まちづくり計画との連携を促す。

【女性】

男性と比較して、スポーツ実施率が低い

- ①スポーツ実施の促進のため、スポーツをしない要因を考慮したアプローチを進める。
- ②無理なく体を動かせるプログラム開発や気軽にスポーツを実施できる環境整備を支援。
- ③食べない・運動しないことによる痩せすぎ等も懸念されており、スポーツをすることの効果を出しつつ、「女性のスポーツ促進キャンペーン（仮称）」を実施する。

【障害者】

スポーツ実施率が低く、未実施者の8割超が無関心層である

- ①自分と同じ障害を持つ人がスポーツを始めたきっかけなど、参考となるロールモデルを提示する。
- ②散歩、ウォーキングなど、気軽なものもスポーツであるとの意識の浸透を図る。
- ③「Specialプロジェクト2020」の取組を推進する。
- ④障害者以外に対しても障害者スポーツ種目の体験・理解の促進を図る。

- 一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現を目的とし、生活の中に自然とスポーツが取り込まれている「**スポーツ・イン・ライフ**」（生活の中にスポーツを）という姿を目指す。
- スポーツの実施により、スポーツの価値を享受するとともに、自らの健康増進、ひいては、健康寿命の延伸を図り、**健康長寿社会を実現**する。

スポーツ実施率の向上

（成人の週1回以上のスポーツ実施率）

42.5% → 51.5% → 65%程度

<平成28年度> <平成29年度>

地方自治体に取り組んでいただきたい主な事項

(1) 全体に共通する取組

＜スポーツをする気にさせる施策＞

〔スポーツの捉え方の意識改革〕

① スポーツには、皆が日常の中で楽しんで実施する身体活動も含まれるということを共有し、スポーツそのものの捉え方について意識改革を図る

・スポーツについて、激しい身体活動やつらいものとして考える必要はない、必ずしも勝ち負けにこだわるものでもない（楽しみとして体を動かすレジャー等も含む）という意識を共有する。

・ウォーキング、散歩、ひと駅歩き、階段昇降等も含め、目的をもって楽しく体を動かせば、それがスポーツである。スポーツはアスリートのものだけではなく、みんなのものであるという認識の情報発信をしていく。

＜スポーツをするために必要な施策＞

〔スポーツをする場所の整備〕

② 既存施設や指導者の有効活用を図る

・学校施設（校庭・体育館等）の開放を促進する。

③ 総合型地域スポーツクラブに地域住民がより参画しやすい環境を整備する

・総合型地域スポーツクラブが地方自治体と連携して地域住民のスポーツニーズを的確に把握し、スポーツ・レクリエーション種目も含めた当該ニーズに対応する取組を行う。

〔仲間や場所のマッチング〕

④ スポーツをする仲間や場所を見つけるマッチング機能の拡充を図り、スポーツ機会を増やす

・スポーツ教室やイベントに関する情報、また、総合型地域スポーツクラブの活動情報やスポーツ施設、ランニングコース等の情報に関して一括で検索することができるデータベース型ポータルサイトの創設支援や、地域のニーズも踏まえた活用の促進を図る。そのために、地方自治体における施設情報等の開示を促していく。

〔スポーツ関係者に向けた発信〕

⑤ 「スポーツ推進アクションガイド」の普及を図る

・スポーツ関係者等は、「スポーツ推進アクションガイド ～Enjoy Sport, Enjoy Life～」を参照し、自らも実施可能なものについて導入していく。

地方自治体に取り組んでいただきたい主な事項

〔スポーツ実施に関わる人材の活用〕

⑯ スポーツに関する人材の一層の活用を図る

・国、地方自治体、全国スポーツ推進委員連合が連携し、総合型地域スポーツクラブやスポーツ団体等との連携・協働を促進することができるよう、スポーツ推進委員の活用を促進するとともに、その資質向上を図る。

〔「地方スポーツ推進計画」の策定の促進〕

⑱ 「地方スポーツ推進計画」の策定を促進する

・地方自治体はそれぞれの団体で固有の事情を抱えているため、まずは、地域の課題を分析し、その課題に応じた策を講じていく必要がある。そのための「地方スポーツ推進計画」の策定及び必要に応じた改定を促進するとともに、着実に実施されるよう、国も連携を図りつつ、取組を推進していく。その際、運動部活動の見直しに伴う環境整備について、適切に反映させる。

・課題の抽出、分析に加え、PDCAサイクルを回していくためには、JAGESプロジェクト等をはじめとした地域の客観的データと照会可能な形での連携を図ることを促進する。

・地方自治体において、スポーツ実施率等の調査を行い、達成目標や実績を公表することを促す。

〔表彰の実施〕

⑲ 地方自治体の取組の表彰を実施する

・地方自治体のスポーツ実施率向上の先進的な取組を表彰するとともに、その取組をモデル事業として紹介し、全国的な展開を促す。

〔継続的な取組とするための関連部署との連携〕

⑳ まちづくり計画と連携する

・公共交通機関を利用しやすいように整備し、その利用を促進していくことによって、「歩く」ことが促進されるなどの効果もあることから、スポーツ担当部局だけではなく、健康に関する取組を実施している部局、まちづくりを担当している部局との連携を図っていく。

〔関係機関との連携〕

㉑ 省庁・地方自治体の垣根を超えて、政策の連携を図る

・地方自治体においても、スポーツの担当部局、健康部局、障害福祉部局等との連携を図っていく。

地方自治体に取り組んでいただきたい主な事項

(2) 主な対象ごとの取組

ア. 子供・若者向けの取組

＜スポーツをするために必要な施策＞

〔スポーツをする場所・仲間づくり〕

⑤地域の実情に応じたスポーツ環境の整備を図る（運動部活動の見直し、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の更なる活性化を図る）

・学校や地域の実態に応じて、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置する。また、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の地域と学校が協働・融合した形でのスポーツ環境整備を進める。

＜スポーツを習慣化させるための施策＞

〔幼児期運動指針の活用〕

⑦幼児期運動指針に基づいた幼児期からの運動習慣づくりを推進する

・幼児期に体を動かして遊ぶことは、その後の運動習慣に影響を与えると考えられるため、幼児期運動指針やこれに基づく指導参考資料を活用し、また、「子供の運動習慣アップ支援事業」等による効果的な幼児期からの運動習慣の基盤づくりを推進する。

イ. ビジネスパーソン向けの取組

＜スポーツをするために必要な施策＞

〔スポーツの実施を支援する取組の促進〕

④「FUN+WALK PROJECT」の推進を図る

・「FUN+WALK PROJECT」では、これまでの生活リズムを見直し、今までよりもプラス10分（約1,000歩）歩くことを推奨している。無理のない範囲で、通勤時間や昼食時間、休憩時間等を活用して、気軽に「歩く」ことからスポーツの習慣づくりを促す。

・2017年度（平成29年度）に取組を開始した「『歩きやすい服装』での通勤」の普及啓発に努め、引き続き推進するとともに、地方でも、休日でも取り組めるキーアクションを立案する。

・これらの取組の一体的推進を図り、本プロジェクトに共感する企業・地方自治体を増加させ、国民運動としての機運醸成を図る。

ウ. 高齢者向けの取組

＜スポーツをする気にさせる施策＞

〔気づきの機会の提供〕

② かかりつけ医、保健師等と連携する

- ・退職により、生活の中心がこれまでの勤務先から地域に変わる者も多いところ、当該者の日々の健康状態をよく知るかかりつけ医や保健師等によるスポーツプログラム等の紹介が可能となるよう、連携を図る。
- ・健康スポーツ医、スポーツドクターやアスレティックトレーナー等とも連携し、指導者の育成等も含め、高齢者の状態に応じた指導ができる体制の構築を図る。

〔身近なコミュニティにおけるスポーツ機会の提供〕

③ 高齢者の身近なコミュニティにおいてスポーツの効用の普及啓発やスポーツ・レクリエーション活動を行う機会を確保する

- ・公益財団法人全国老人クラブ連合会との連携を深めるとともに、各地域におけるスポーツ団体等と連携し、高齢者の身近なコミュニティにおいてスポーツの効用の普及啓発やスポーツ・レクリエーション活動を行う機会を確保する。
- ・地域において、地域包括支援センターとの連携や、スポーツボランティアの活用も含め、介護予防の場との連携を図る。

エ. 女性向けの取組

＜スポーツをする気にさせる施策＞

〔特性に応じたスポーツ実施促進のためのアプローチ〕

② 都道府県ごとに「女性スポーツアンバサダー（仮称）」を任命し、普及啓発に活用する

- ・都道府県の特徴をいかし、格好良くスポーツ活動するロールモデル、オピニオンリーダー、モデル等を起用する。

オ. 障害者向けの取組

＜スポーツをするために必要な施策＞

〔地域における障害者スポーツの環境整備〕

④ 身近な場所でスポーツを実施できる環境を整備する

- ・各地域における課題に対応して、例えば医療・福祉施設との連携や総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加・受入れの促進等により、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を図る。